

りんもん ウメ輪紋ウイルスの調査実施について

1. 今年も現地調査を実施します。

ウメ輪紋（りんもん）ウイルスは、主にウメやモモなどに感染する植物ウイルスです。我が国では平成21年に東京都青梅市で初めて感染植物が確認され、港北区でも平成28年に感染が確認されました。以来、感染の範囲がどこまで広がっているか確認する調査を区民の皆様のご協力をいただきながら実施しています。

まだ、感染の範囲がどこまで広がっているか判明していないため、今年も4月頃からこのウイルスの感染を確認するための訪問調査を行います。

対象となる地域の皆様へ事前にお知らせをするため、**3月の区連会にて**、別紙チラシの**班回覧を依頼します**ので、ご協力をお願いします。

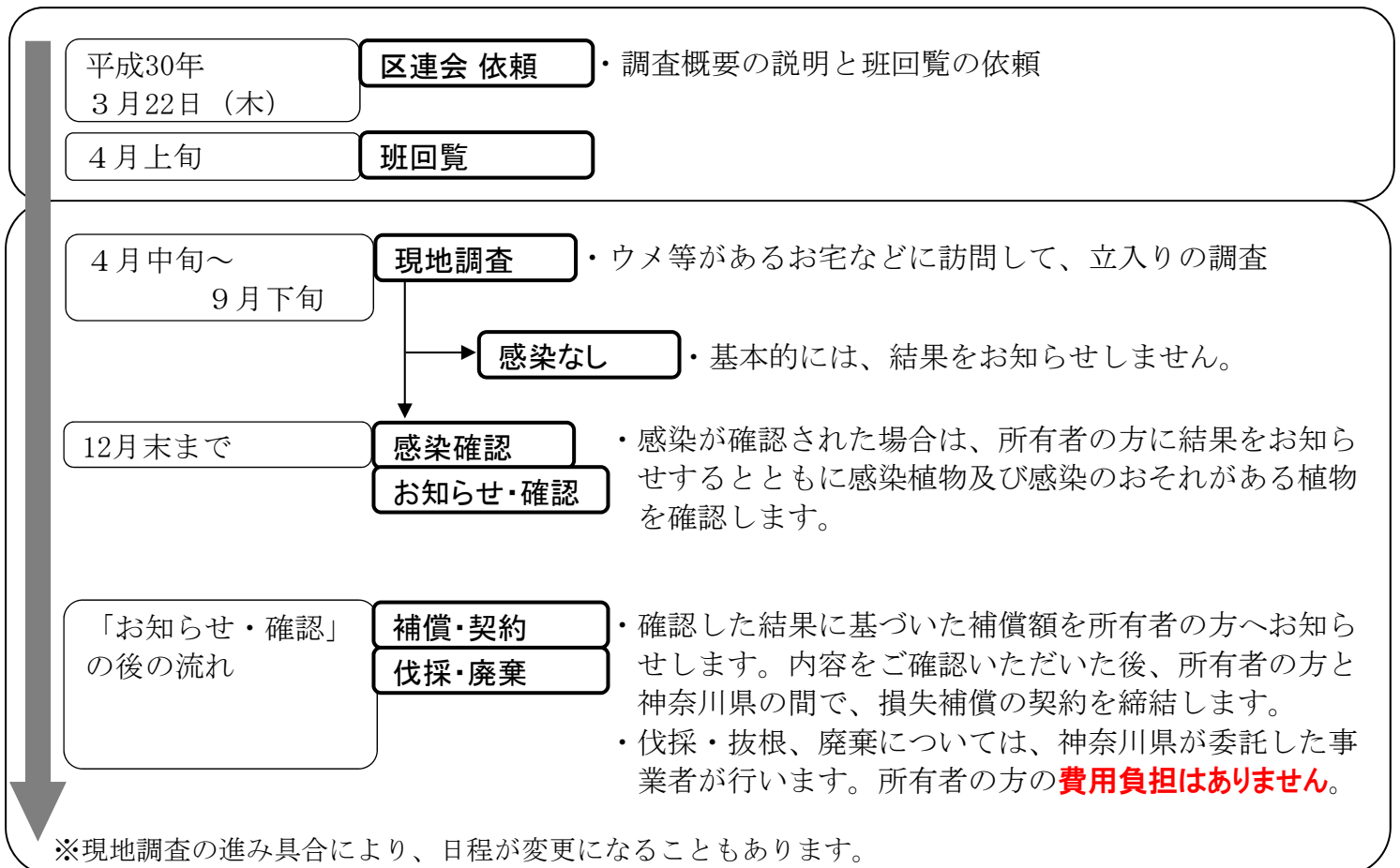
※調査は無料です。費用負担が生じることはありません。

※このウイルスは**ヒトや動物に感染することはありません**。



感染した葉の症状

2. 今後の流れ



3. 調査の範囲

過去に実施した調査の結果、植物防疫法に基づき、港北区・鶴見区の一部が「防除区域」に指定されています。この防除区域を中心に、平成30年の調査を行います。

なお、ウメやモモなどの対象となる植物は、防除区域外への持ち出しが、禁止（※）されていますので、ご注意ください。

※花芽が萌芽した状態で出荷される観賞用の切り枝及び切り花（栽培に用いることができないもの）並びに種子及び果実は除きます。

【港北区の防除区域】

大倉山一丁目、大倉山二丁目、大曾根一丁目、大曾根二丁目、大曾根三丁目、大曾根台、菊名一丁目、菊名二丁目、菊名三丁目、菊名四丁目、菊名五丁目、菊名六丁目、菊名七丁目、篠原北一丁目、篠原北二丁目、樽町一丁目、樽町二丁目、樽町三丁目、樽町四丁目、綱島西二丁目、錦が丘、日吉三丁目、日吉四丁目、日吉五丁目、日吉六丁目、日吉七丁目、日吉本町一丁目、富士塚一丁目、富士塚二丁目、大豆戸町、箕輪町一丁目、箕輪町二丁目、箕輪町三丁目、師岡町

※対象となる植物：ウメ、モモ、スモモ、アンズ、サクランボ、ユスラウメなど。

4. 班回覧をお願いする範囲について

班回覧を依頼する自治会・町内会は下記のとおりです。別紙「ウメ輪紋ウイルスの調査へのご協力をお願いします」の回覧をお願いします。

■班回覧をお願いする自治会・町内会（港区内内 60自治会・町内会）

日吉地区	日吉町自治会、日吉台町内会、日吉本町東町会、箕輪町町内会、日吉町宮前自治会、キャッスル日吉自治会、さかえ住宅自治会
綱島地区	綱島東親和会、綱島中央町会、綱島温泉町自治会、綱島上町自治会、綱島中町自治会、綱島東町自治会、綱島親友会
大曾根地区	大曾根上町会、大曾根上本町会、大曾根北部自治会、ガーデンズ会、桃友会、大友会、菰西会、真菰会、大曾根親交会、盟友会、大曾根新生会、大曾根中町会、大曾根東会、中央懇話会、大曾根六地区町会、大曾根南台町内会、大曾根本町町会、親和会、あけぼの会、ドレッセ大倉山自治会、大曾根睦会、異会
樽町地区	樽町第一親和会、樽町第二親和会、樽町第三親和会、樽町町内会、琵琶畑自治会、ガーデンコート自治会、樽町サンハイツ自治会、パークシティ綱島自治会、大倉山自治会
師岡地区	師岡表谷町内会、師岡南町内会、師岡打越町内会、師岡仲町内会
大倉山地区	大倉山神明町会、太尾宮前町会、市之坪町会
菊名地区	大豆戸町内会、菊名北町町内会、表谷町内会、泉ヶ丘町内会、錦が丘町内会、ふじ町内会
篠原地区	菊名南町自治会、富士塚自治会

りんもん ウメ輪紋ウイルスの調査へのご協力をお願いします

ウメ等の葉に写真のようなドーナツ状の症状（＝輪紋（りんもん））が確認された場合、ウメ輪紋ウイルスに感染している可能性があります。

4月～9月を目安に身分証明書を携帯した調査員が訪問しますので、調査へのご協力をお願いします。



※ 調査は無料です。費用負担が生じることはありません。

※ ウメ輪紋ウイルスは、ウメやモモ等に感染しますが、ヒトや動物には感染しません。また、このウイルスに感染した植物から収穫した果実を食べても健康に影響はありません。

※ ウメやモモ等が植えられていても、調査を行わないことがあります。

1 調査期間

平成 30 年 4 月～9 月（雨天時も実施）

2 調査員

（1）農林水産省、神奈川県及び横浜市の職員

（2）神奈川県から委託された業者

※ 調査員は、腕章を着用し、身分証明書を携帯します。



腕章の例

3 調査方法

・ 調査の対象となるお宅や畑等を調査員が訪問します。調査内容等についてご説明し、ご了解をいただいたうえで、立入りの調査をします。

・ ウメやモモ等の葉を採取して持ち帰ります。採取した目印として、葉を採取した植物に白い調査用タグをつけます。

※ 農林水産省・県・市職員による調査では、症状が出ている植物の葉を5枚ずつ持ち帰ります。

委託業者による調査では、症状が出ていない場合でも、対象となる全ての植物から葉を5枚ずつ持ち帰ります。

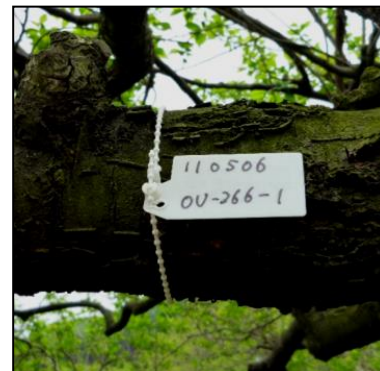
※ 持ち帰った葉は、農林水産省の施設で遺伝子診断法等により感染の有無を確認します。



感染した葉の症状（ウメ）



感染した葉の症状（モモ）



調査用タグ

※ ご不在等により調査が実施できなかった場合は、後日、再訪問します。

参 考

ウメ輪紋ウイルス（プラムポックスウイルス：PPV）とは？

ウメやモモ等に感染する植物ウイルスです。海外では、このウイルスにより果実が成熟前に落下するなどの大きな被害が生じているとの報告があります。我が国では、平成21年に東京都青梅市で初めて発生が確認され、現在は、神奈川県、東京都、愛知県、岐阜県、大阪府、兵庫県等の一部地域で発生が確認されています。

調査の対象となる植物（移動制限植物）は何？

- ・ ウメ、モモ、スモモ、アンズ、ネクタリン、オウトウ（サクランボ）、ユスラウメ、ニワウメ、ニワザクラ等のサクラ属植物 ※ただし、サクラ節植物（ソメイヨシノ等の観賞用のサクラ）は除く。
- ・ セイヨウマユミ、ナガバクコ、ヨウシュイボタ

横浜市の防除区域はどこ？

農林水産省では、ウメ輪紋ウイルスの封じ込め及び根絶を図るため、法律（植物防疫法）に基づいてこのウイルスに感染するおそれのある植物の移動制限を行うとともに、感染が確認された植物及び感染のおそれのある植物の伐採を行う緊急防除や、全国で発生を監視する調査を実施しています。

横浜市では、緊急防除の防除区域が次のとおり指定されています。このウイルスのまん延を防止するため、ウメやモモ等を防除区域外へ持ち出すことが制限されています。

【港北区の防除区域】

大倉山一丁目、大倉山二丁目、大曾根一丁目、大曾根二丁目、大曾根三丁目、大曾根台、菊名一丁目、菊名二丁目、菊名三丁目、菊名四丁目、菊名五丁目、菊名六丁目、菊名七丁目、篠原北一丁目、篠原北二丁目、樽町一丁目、樽町二丁目、樽町三丁目、樽町四丁目、綱島西二丁目、錦が丘、日吉三丁目、日吉四丁目、日吉五丁目、日吉六丁目、日吉七丁目、日吉本町一丁目、富士塚一丁目、富士塚二丁目、大豆戸町、箕輪町一丁目、箕輪町二丁目、箕輪町三丁目、師岡町

【鶴見区の防除区域】

江ヶ崎町、梶山一丁目、梶山二丁目、上末吉一丁目、上末吉二丁目、上末吉三丁目、上末吉四丁目、上末吉五丁目、上の宮一丁目、上の宮二丁目、岸谷三丁目、岸谷四丁目、北寺尾一丁目、北寺尾二丁目、北寺尾三丁目、北寺尾四丁目、北寺尾五丁目、北寺尾六丁目、北寺尾七丁目、駒岡一丁目、駒岡二丁目、駒岡三丁目、駒岡四丁目、駒岡五丁目、獅子ヶ谷一丁目、獅子ヶ谷二丁目、獅子ヶ谷三丁目、尻手一丁目、尻手二丁目、尻手三丁目、下末吉一丁目、下末吉二丁目、下末吉三丁目、下末吉四丁目、下末吉五丁目、下末吉六丁目、諏訪坂、佃野町、鶴見一丁目、鶴見二丁目、寺谷一丁目、寺谷二丁目、豊岡町、馬場一丁目、馬場二丁目、馬場三丁目、馬場四丁目、馬場五丁目、馬場六丁目、馬場七丁目、東寺尾一丁目、東寺尾二丁目、東寺尾五丁目、東寺尾六丁目、東寺尾北台、東寺尾中台、東寺尾東台、三ツ池公園、元宮二丁目、矢向一丁目、矢向二丁目、矢向三丁目、矢向四丁目、矢向五丁目、矢向六丁目

《お問合せ先》 平日：8時45分～17時15分

- 農林水産省 横浜植物防疫所 国内検疫担当 電話：045-285-7135/FAX：045-211-2171
- 神奈川県 環境農政局 農政部 農業振興課 電話：045-210-4425/FAX：045-210-8851

（調査依頼や症状に関しては、農林水産省横浜植物防疫所にお問合せください。）

葉にドーナツ状の症状があるウメなどを探しています!!

りんもん

ウメ輪紋ウイルスに感染している可能性があります。

ウメ輪紋ウイルス（PPV）は、ウメ、モモ、スモモ、アンズ、ネクタリン、オウトウ（サクランボ）、ユスラウメなど（対象植物）に感染し、海外では、果実が成熟前に落下するなどの大きな被害が生じているとの報告があります。

農林水産省では、植物防疫法に基づき対象植物の移動制限を行うとともに、感染植物及び感染のおそれのある植物の伐採を行う緊急防除を実施中です。



ウメ



ウメ



アンズ



ユスラウメ



モモ

- このウイルスに感染したウメでは、葉にドーナツ状の症状（輪紋）や葉脈に沿って緑色が薄くなる症状（退緑斑紋）が生じます。
- モモなどでは、退緑斑紋が生じます。
- 症状は、新緑の時期（春に葉が開いた頃）が一番明瞭です。

このウイルスは植物に感染するものであり、

ヒトや動物に感染することはありません。

また、感染している樹の果実を食べても問題はありません。

写真のような症状がある場合には、下記までご連絡ください。

●農林水産省●

横浜植物防疫所 国内検疫担当

電話：045-285-7135

FAX：045-211-2171

●神奈川県●

農業技術センター 病害虫防除部

電話：0463-58-0333 内線391

FAX：0463-59-7411